

令和 6 年度大和郡山市東岡町地内特定空家等解体除却工事 事業者選定(公募型プロポーザル方式)実施要領

1. 目的・事業概要

第 1 目的

本工事は、建物の倒壊による保安上の危険を除去することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法及び行政代執行法に基づき、本市が本特定空家等の所有者等に代わって、本特定空家等の建物の全部並びにこれに附帯する構築物及び設備の全部を解体し除却する工事を行わせるものである。ただし建物の基礎は除く。

公募型プロポーザル方式により広く技術提案を募集し、内容を総合的に審査したうえ、最も適した解体・撤去事業者を選定するために実施するものである。

第 2 事業概要

事業名称	令和 6 年度大和郡山市東岡町地内特定空家等解体除却工事
事業内容	工事仕様書のとおり
履行期間	契約日から令和 6 年 12 月 27 日まで
予算概要	上限 17, 000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

第 3 担当部局

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市役所 総務部 災害対策課 災害対策係

電話：0743-53-1151 内線 629・630

メール：saitai@city.yamatokoriyama.lg.jp

第 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、公募の日現在、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和 6 年度大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者で解体工事業に登録された者であること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果における「解体工事」の総合評定値が 750 点以上であること。
- (3) 大和郡山市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する本店を有すること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までの間において、大和郡山市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 大和郡山市建設工事等暴力団排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第 1 項から第 5 項までのいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 技術者の適正配置について、建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び同法第 26 条に規定する解体工事業に係る資格を有する主任技術者等を適正に配置する事業者であること。なお、現場代理人及び主任技術者等は兼ねることができる。
- (9) 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐するものとする。また、現場代理人は他の工事の現場代理人又は技術者との兼任はできません。（ただし、一体性及び工期の一部重複が認められる本体工事に付随する随意契約を除く。）
- (10) 現場代理人、主任技術者等においては、参加表明書提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者。

第 5 現場説明会

解体建物等の現状を把握することを目的として現場説明会を開催する。現場説明会へ参加のない事業者は本プロポーザルに参加できない。

- (1) 日 時 令和 6 年 8 月 9 日（金）午前 10 時 00 分
- (2) 現場所在地 大和郡山市東岡町 4 番 6

第 6 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
- イ 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式 2）
- ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出期限 令和 6 年 8 月 8 日（木）17：00
- (4) 提出場所 第 3 に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

- (1) 資格要件の確認及び企画提案書提出要請 第 4 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 6 年 8 月 23 日（金）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を発送する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和 6 年 8 月 28 日（水）まで（開庁日及び開庁時間に限る）

イ 提出場所 第 3 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は期限までに必着のこと。

エ 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第 7 提出書類

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出内容

企画提案の内容は次の通りとする。提案審査申請書（様式 4）を表紙として、下記事項に関する書類を提出すること。様式は任意様式とする。

ア 施工上の課題に対する技術提案

- ① 一部倒壊している危険空家の解体工事において周囲の安全性に配慮した施工方法の提案

（現場状況等を踏まえた施工計画、交通対策、近隣住民に対する安全対策に留意すること）

- ② 近接する建築物に対する騒音・振動・粉塵対策の提案

（労働安全衛生の配慮、周囲環境の保持、発生材処分、アスベスト対策等についても留意すること）

イ 特定空家解体工事の理解度

本事業目的を鑑み、必要になると考えられる対応や施工方法の工夫等を提案する。

(2) 企画提案に要する添付書類

企画提案書は次の書類を添付して提出すること。

ア 工事工程表

イ 提案価格書（工事の内訳がわかるもの）

ウ 解体工事实績書（過去 10 年以内の民間工事を含む最終契約金額 1000 万円以上の解体工事の実績）

エ 業務執行体制（現場代理人及び主任技術者の資格及び経歴、過去 10 年以内の解体工事实績を含む。なお、配置技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合、評価については、各候補者のうち評価が最も低い者で行う。）

※審査の客観性を確保するため、企画提案者を特定できるような表記は付さないこと。

(3) 提出部数及び製本方法

正本：1 部、副本：5 部

ア 提案書は、代表者印を押印した正本を 1 部、会社名等を伏せた副本を 5 部を提出すること。副本は、選定時に使用するため会社名及び会社名が推測できる記述はしないこと。

イ 提案書は、任意様式とするが、A4 両面印刷で 50 ページ以内とすること（表紙、目次は含めない。）。A3 は 2 ページとカウントする。

ウ 縦綴じ、横綴じは任意とする。

エ 提案価格書は 1 部でよい。「大和郡山市市長」宛てとすること。

(4) 提出期限 令和 6 年 9 月 6 日（金）17：00（郵送の場合、同日必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(6) 提出場所 第 3 に同じ

(7) 企画提案書の著作権等の取扱い

ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

また市は、企画提案者から提出された企画提案書について、大和郡山市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第 8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質疑がない場合は提出不要である。

- (1) 質問書(様式 3)
- (2) 提出期間 令和 6 年 8 月 19 日 (月) 17:00
- (3) 提出場所 第 3 に同じ
- (4) 提出方法 電子メール

第 9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合等

第 10 応募の辞退

参加表明書及び企画提案書の提出後に応募を辞退する者は、応募辞退届(様式任意)を「第 3 担当部局」へ提出すること。

第 11 企画提案の審査方法

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため審査会を設置する。

2 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため企画提案書に係るヒアリングを行う。

(1) 実施方法

ア 1 者ずつの呼び込み方式とする。

イ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

令和 6 年 9 月 13 日 (金) 15:00 市役所 3F 308 会議室

3 審査方法

評価項目及び評価視点は下記表のとおりとする。

評価項目			評価視点	配点
企業の技術力評価	施工業者の能力	自社による管理監督体制の確立	・ 自社により十分な管理監督体制が確立できるか。	10
		施工業者の解体工事実績	・ 過去 10 年以内に同規模程度の解体工事の経験・知識があるか。	5
	配置技術者の能力	主任技術者の解体工事実績	・ 過去 10 年以内に解体工事の経験・知識があるか。	5
		現場代理人の解体工事実績	・ 過去 10 年以内に解体工事の経験・知識があるか。	5
計画評価	基本方針	特定空家解体工事の理解度	・ 本業務の目的、趣旨を理解した施工方法となっているか。	10
	工程管理	工程表	・ 工期に実現性があるか。	10
	技術提案	一部倒壊している危険空家の解体工事において周囲の安全性に配慮した施工方法の提案	・ 現場状況等を踏まえて、十分な安全性を配慮した計画になっているか。	20
		近接する建築物に対する騒音・振動・粉塵対策の提案	・ 近接地域住民への配慮が十分にできているか。	20
		価格評価		適正価格
合計評価点				100

・ 審査委員 1 名につき 100 点満点、総合計 500 点となります。

4 審査結果

審査結果は、前項記載の表に基づき審査委員が評価した総合計の 6 割以上を有しており、かつ提案額が予算額の範囲内である業者とします。また、6 割以上を有する業者が複数ある場合は総合計の高い業者を優先とすることとします。

審査会后、「特定」「非特定」の通知を選定業者に送付することとします。

第 12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、企画提案書を仕様書に追加し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

不要とする。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払い条件

完了払いとする。

第 13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりである。

	開始日	締切日
公募開始	令和 6 年 7 月 29 日 (月)	
参加表明書受付開始※ ¹	令和 6 年 7 月 29 日 (月)	令和 6 年 8 月 8 日 (木) 17 : 00
現場説明会※ ²	令和 6 年 8 月 9 日 (金) 10 : 00	
質問受付	現場説明会以降	令和 6 年 8 月 19 日 (月) 17 : 00
質問回答日	令和 6 年 8 月 21 日 (水)	
参加資格要件確認結果通知 企画提案書提出要請	令和 6 年 8 月 23 日 (金)	令和 6 年 9 月 6 日 (金) 17 : 00
審査会	令和 6 年 9 月 13 日 (金) 15 : 00	
審査結果通知	令和 6 年 9 月 18 日 (水)	
契約締結	令和 6 年 9 月 20 日 (金)	
工事開始	令和 6 年 10 月中旬	

※¹ 参加表明書の提出がない事業者は本プロポーザルに参加できない。

※² 現場説明会に参加がない事業者は本プロポーザルに参加できない。

第 14 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 提出された提案書に即して施工すること。